

# 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

2022年11月21日  
日新製糖株式会社

## 株式交換に関する事前開示書類

日新製糖株式会社  
東京都中央区日本橋小網町14番1号  
代表取締役CEO 樋口 洋一

日新製糖株式会社（以下「当社」といいます。）は、2022年9月29日付で伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）との間で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年1月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 本株式交換の対価の相当性に関する事項  
別紙2のとおりです。
4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
5. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項
  - (1) 伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙3のとおりです。
  - (2) 伊藤忠製糖の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 伊藤忠製糖において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ①経営統合契約書の締結

伊藤忠製糖は、(i)当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に当社の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、当社が、当社の完全子会社である日新製糖分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、2023年1月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、当社の商号を変更し、本株式交換及び本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022年9月29日、当社との間で経営統合契約書を締結しております。

#### ②本株式交換契約の締結

伊藤忠製糖は、当社との間で、2022年9月29日、本株式交換契約を締結しております。

③配当金の受け取り

伊藤忠製糖は、第一糖業株式会社（以下「第一糖業」といいます。）より、第一糖業の2022年10月26日開催の臨時株主総会の決議に従い、2022年12月に、伊藤忠製糖が所有する第一糖業の普通株式900,000株に対して支払われる54億円の配当金の支払いを受ける予定です。

④特別配当の実施

伊藤忠製糖は、特別配当として、伊藤忠商事に対して2022年12月のいずれかの日を効力発生日とする1株当たり1,100円の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う予定です。

⑤期中配当の実施

伊藤忠製糖は、2023年3月期に係る期中配当として、伊藤忠商事に対して2022年12月31日を基準日とする2022年4月から12月までの伊藤忠製糖の連結当期純利益の累積額に相当する金額の剰余金の配当を行う予定です。

⑥現物配当の実施

伊藤忠製糖は、伊藤忠商事に対して2022年12月のいずれかの日を効力発生日とする伊藤忠製糖が保有する不二製油グループ本社株式会社の株式（簿価603百万円）の現物配当を行う予定です。

⑦伊藤忠商事からの借入れ

伊藤忠製糖は、2022年12月のいずれかの日を実行日として、本特別配当の原資とするため、伊藤忠商事から44億円の借入れを行う予定です。

⑧第一糖業への貸付け

伊藤忠製糖は、2022年12月のいずれかの日を実行日として、上記③の配当金の原資とするため、第一糖業に対して44億円の貸付けを行う予定です。

6. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①経営統合契約書の締結

当社は、(i)当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、伊藤忠商事が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に当社の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、当社が、分割準備会社との間で、本吸収分割を行うことにより、当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、当社の商号を変更し、本株式交換及び本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022年9月29日、伊藤忠製糖との間で経営統合契約書を締結しております。

②資本業務提携契約書の締結

当社は、伊藤忠製糖との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の効力の発生を条件として、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び伊藤忠商事との間で、本経営統合の目的の実現及び持株会社の持続的な成長と企業価値の向上をサポートすることを目的とした資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこととし、2022年9月29日、住友商事及び伊藤忠商事との間で資本業務提携契約書を締結しております。

③吸収分割契約書の締結

当社は、分割準備会社との間で、2022年11月8日、本吸収分割に係る吸収分割契約書を締結しております。

④中間配当の実施

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、2023年3月期に係る中間配当として、2022年9月30日を基準日とする1株当たり33円の剰余金の配当を行う決議をいたしました。

7. 本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項  
本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換契約の内容  
次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

日新製糖株式会社（以下「**日新製糖**」という。）及び伊藤忠製糖株式会社（以下「**伊藤忠製糖**」という。）は、2022年9月29日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約の規定に従い、日新製糖を伊藤忠製糖の株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を日新製糖の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、日新製糖は、本株式交換により、伊藤忠製糖の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

日新製糖及び伊藤忠製糖の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 日新製糖（株式交換完全親会社）

商号：日新製糖株式会社

住所：東京都中央区日本橋小網町14番1号

(2) 伊藤忠製糖（株式交換完全子会社）

商号：伊藤忠製糖株式会社

住所：愛知県碧南市玉津浦町3番地

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 日新製糖は、本株式交換に際して、本株式交換により日新製糖が伊藤忠製糖の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における伊藤忠製糖の株主（以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、伊藤忠製糖の普通株式に代わり、その有する伊藤忠製糖の普通株式の数の合計に3.0949（当該比率を以下「**本株式交換比率**」という。）を乗じて得た数の日新製糖の普通株式を交付する。
2. 日新製糖は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その有する伊藤忠製糖の普通株式1株につき、日新製糖の普通株式3.0949株の割合をもって、日新製糖の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い日新製糖が本割当対象株主に対して割り当てるべき日新製糖の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、日新製糖は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（日新製糖の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき日新製糖の資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に

定めるところに従い日新製糖が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2023年1月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日新製糖及び伊藤忠製糖は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 日新製糖は、本効力発生日の前日までに、株主総会（以下「**本日新製糖株主総会**」という。）を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 伊藤忠製糖は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「**本伊藤忠製糖株主総会**」という。）の決議による承認を求める。

#### 第7条（事業の運営等）

1. 日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議及び合意の上、当該合意に従って行い又は行わせるものとする。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日以降本効力発生日の前日までの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、日新製糖及び伊藤忠製糖は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本日新製糖株主総会において本契約及び本株式交換に必要な事項についての承認が受けられない場合、(ii) 本伊藤忠製糖株主総会におい

て本契約の承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づき日新製糖又は伊藤忠商事株式会社が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、並びに (iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第 10 条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、日新製糖及び伊藤忠製糖は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）



本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年9月29日

日新製糖：東京都中央区日本橋小網町14番1号  
日新製糖株式会社  
代表取締役会長 CEO 樋口 洋



本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年9月29日

伊藤忠製糖：愛知県碧南市玉津浦町3番地  
伊藤忠製糖株式会社  
代表取締役社長 山本 貢司





別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社)    | 伊藤忠製糖<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る株式の割当比率 | 1                    | 3.0949               |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：12,379,600株（予定） |                      |

- (注) 1. 本株式交換に係る株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）  
伊藤忠製糖の普通株式1株に対して、当社の普通株式3.0949株を割当て交付いたします。
2. 当社が本株式交換により交付する株式数  
当社は、本株式交換により、当社が本株式交換により伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得する時点の直前時における伊藤忠製糖の株主である伊藤忠商事に対して、普通株式合計12,379,600株を割当て交付する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を選定し、本株式交換を含む本経営統合の本格的な検討を開始いたしました。

当社は、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、SMB C日興証券から提出を受けた株式交換比率算定書、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、伊藤忠製糖に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社の株価、当社及び伊藤忠製糖の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について伊藤忠製糖と慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至ったため、当社及び伊藤忠製糖は、2022年9月29日に開催された両社の取締役会において、本株式交換比率をその内容に含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、当社及び伊藤忠製糖から独立しており、当社及び伊藤忠製糖の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

SMB C日興証券は、当社については、当社株式が東証プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

伊藤忠製糖については、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価法について、2022年9月27日を算定基準日として、東京証券取引所における基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

| 当社        | 伊藤忠製糖     | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-----------|-------------|
| 市場株価法     | 類似上場会社比較法 | 2.77～3.56   |
| 類似上場会社比較法 | 類似上場会社比較法 | 2.47～3.70   |
| D C F 法   | D C F 法   | 2.34～4.91   |

S M B C 日興証券は、本株式交換比率の算定に際して、当社及び伊藤忠製糖から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、伊藤忠製糖及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っておりません。S M B C 日興証券の本株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及び伊藤忠製糖の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び伊藤忠製糖の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

- (3) 上場廃止となる見込み及びその事由  
該当事項はありません。

- (4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

- ①独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、当社及び伊藤忠製糖から独立した第三者算定機関としてS M B C 日興証券を選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を受領しております。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

- ②独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及び伊藤忠製糖から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

- (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社及び伊藤忠製糖の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

2. 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が決定いたします。この取り扱い、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

別紙3 伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等  
次ページ以降をご参照ください。

## 第50期

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月 31日

事業報告  
附属明細書(事業報告関係)  
計算書類  
・貸借対照表  
・損益計算書  
・株主資本等変動計算書  
・重要な会計方針及びその他の注記  
計算書類の附属明細書

伊藤忠製糖株式会社

## 事業報告

令和 3 年 4 月 1 日から

令和 4 年 3 月 31 日まで

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

##### ① 経済環境および業界の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、緊急事態宣言が解除されたことで回復の動きを見せました。しかしながら、新たな変異株の出現による行動制限の強化、資源高と円安による各種原材料価格高騰等の影響で、力強い回復とはなりませんでした。

精糖業界においては、緊急事態宣言解除により、外食関係で回復が見られ、業務用製品が増加したことから、砂糖全体の出荷量は前年を上回りました。しかしながら、安価な輸入加糖調製品や高甘味度人工甘味料の増加等、構造的に国内砂糖消費量の減少が進む状況は前事業年度から変わっておらず、引き続き厳しい経営環境となっております。

海外(ニューヨーク)粗糖先物期近限月は、期首 1 ポンド当たり ¥ 14.71 で寄付きました。4 月初日には年間の安値となる ¥ 14.68 を付けたあと、ブラジルの干ばつを背景に堅調に推移し、10 月には年間の高値となる ¥ 20.61 へと上昇しました。しかしながら、インドやタイ等の増産見通しから値を下げ、年明けには ¥ 18 台前半まで下落しました。その後、ロシアがウクライナに侵攻し原油や穀物の相場が急騰すると、粗糖現物相場も反発し ¥ 19.49 で期末を迎えました。

一方、国内砂糖市況(名古屋)は期首 196 円(日経名古屋上白現物 1kg 当たり)で始まりました。堅調な粗糖相場や円安の進行を背景に上昇を続け、7 月に 202 円へと 6 円上昇、12 月に 208 円へと 6 円上昇し期末を迎えました。

##### ② 事業の経過および成果

当社の業績は、このような環境の中で、国内砂糖消費の増加と販売単価上昇の影響を受けた結果、販売数量および売上高は前事業年度実績を上回りました(販売数量 166,929 トン 前期比 3,788 トン増 2.3%増、売上高 23,810 百万円 前期比 1,320 百万円増 5.8%増)。なお、当事業年度より収益認識に関する会計基準を適用しており、売上高の前期比は前事業年度に基準を適用したものとして算出しております。

経常利益および当期純利益は、売上高の増加と遊休土地の売却に伴う特別利益があったものの、海外粗糖相場の上昇による仕入単価の上昇、原油価格の値上がりを受けた用役費用の増加、工場設備維持を目的とした設備更新に伴う減価償却費増加により、前事業年度実績を下回りました(経常利益 1,641 百万円 前期比 896 百万円減 35.3%減、当期純利益 1332 百万円 前期比 466 百万円減 25.9%減)。

##### ③ 会社に対処すべき課題と対応

国内砂糖市場の環境については、消費の低迷が継続することで引き続き厳しい状況が予想されます。このような環境の下、当社は、原料価格上昇分の販売価格転嫁を進め、採算改善に取り組みます。加えて、安定客先の維持、顧客本位の製品提供による差別化、採算管理の徹底、高付加価値商品の拡販、効率的操業の追求、生産技術力の向上、グループ会社を含めた生産販売管理体制の最適化により、収益の拡大とコストの削減に取り組み、安定的な高収益の獲得を目指すとともに、我が国の砂糖制度が公正公平な仕組みとなるよう制度改正の実現への働きかけを継続します。

また、今後成長が期待される分野である、オリゴ糖生産加工および、食品素材関連の企業への投資、提携、研究開発に積極的に取り組み、早期の収益貢献を目指します。

今後ともより一層のご支援、ご指導の程、よろしくごお願い申し上げます。



(2) 財産および損益の状況の推移

| 区分         | 第47期<br>平成30年度 | 第48期<br>令和元年度 | 第49期<br>令和2年度 | 第50期<br>令和3年度 |
|------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 売上高（百万円）   | 25,963         | 24,915        | 22,886        | 23,810        |
| 経常利益（百万円）  | 2,620          | 2,913         | 2,538         | 1,641         |
| 当期純利益（百万円） | 1,837          | 2,043         | 1,799         | 1,332         |
| 1株当たり当期純利益 | 459.30円        | 510.92円       | 449.85円       | 333.12円       |
| 総資産（百万円）   | 19,455         | 17,356        | 17,701        | 16,240        |
| 純資産（百万円）   | 11,415         | 10,027        | 9,633         | 8,528         |

- ① 第50期は事業の経過および成果を参照ください。  
② 第50期以降は収益認識に関する会計基準を適用しております。

(3) 主要な工場および使用人の状況

① 工場

本社工場 愛知県碧南市

② 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

使用人人数 90名（前事業年度末比 4名増加）

平均年齢 38.5歳 平均勤続年数 15.4年

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、伊藤忠商事株式会社であり、当社の議決権の100.00%を保有しております。また、当社は同社より原料糖を購入しております。

② 株式会社とその親会社等との取引

当社は、親会社との間で売買基本契約書に基づく原料糖の購入を行っており、当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違ないこと等に留意しております。

また、取締役会を中心とした当社独自の意思決定組織において、公正かつ適正な取引であると判断しており、その手続きの正当性について問題はないものと考えております。

③ 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金          | 出資比率    | 主要な事業内容                 |
|--------------------|--------------|---------|-------------------------|
| 第一糖業株式会社           | 450,000,000円 | 98.78%  | 砂糖精製販売                  |
| シー・アンド・エス・サービス株式会社 | 10,000,000円  | 100.00% | 当社設備の点検・保全・管理・運送代行業務の受託 |

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(令和4年3月31日)

| 氏名    | 地位および担当                                   | 重要な兼職の状況                     |
|-------|---|------------------------------|
| 佐藤 浩雄 | 代表取締役社長 社長執行役員                            | 第一糖業株式会社<br>代表取締役会長          |
| 齋藤 弦  | 取締役 専務執行役員 営業・原料・物流<br>管理分掌(兼)人事総務・財務経理担当 |                              |
| 宮本 秀一 | 取締役                                       | 伊藤忠商事株式会社<br>准執行役員食糧部門長      |
| 北川 昇  | 取締役                                       | 伊藤忠商事株式会社<br>砂糖・コーヒー・乳製品部長   |
| 今井 秀明 | 常勤監査役                                     |                              |
| 魚住 峰司 | 監査役                                       | 伊藤忠商事株式会社<br>統合RM部事業管理統轄室長代行 |
| 三木 康靖 | 監査役                                       | 伊藤忠商事株式会社<br>食料経理室長代行        |

(注) 1 当事業年度中の取締役・監査役の異動

退任 取締役 令和3年6月9日付 山本 貢司  
就任 取締役 令和3年6月9日付 北川 昇

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬の額

9,100,000 円

(注) 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査実施計画概要説明などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

令和4年1月24日開催の取締役会において以下の基本方針を決議しております。(以下原文掲載)

(2) 体制の運用状況の概要

当社では基本方針に従って各統制活動を運用しており、その運用実態については、「内部統制基本方針に関するチェックリスト」として取り纏め、令和4年1月24日開催の取締役会にて報告しております。

## 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法 362 条（取締役会の権限等）第 4 項 6 号及び「会社法施行規則」第 100 条（業務の適正を確保するための体制）第 1 項 1 号から 5 号、第 3 項 1 号から 7 号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を下記のとおり整備する。

なお、当社は会社法上の大会社に当たるため、取締役会、監査役及び会計監査人の設置を前提とする。また、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

### 記

#### 1. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 第 362 条 第 4 項 6 号、同施行規則第 100 条 1 項 4 号、同項 5 号ニ)

##### (1) コーポレートガバナンス

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、社会規範、その他の社内規程に従い業務を執行する。
- ② 監査役は、取締役及び執行役員の職務執行についての適法性・妥当性を監査する。

##### (2) コンプライアンス

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款はもとより、企業方針等の行動規範に関連する規則に則り行動する。
- ② チーフコンプライアンスオフィサーを設置するとともに、コンプライアンスプログラムの策定、内部情報提供制度の整備、コンプライアンス教育を行い、コンプライアンス体制の充実に努める。

##### (3) 財務報告の適切性の確保

関連法令の遵守、「購買管理規程」「経理規程」等の社内規程を整備し、財務報告の適切性を確保する。

#### 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

(会社法施行規則 第 100 条 第 1 項 1 号)

##### (1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料とともに「情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

##### (2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

#### 3. 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 第 100 条 第 1 項 2 号、同項 5 号ロ)

- ① 想定されるリスクを回避するため、「品質保証委員会」「安全衛生委員会」「情報管理委員会」等、各種委員会を通じて危機管理に当たり、各委員会の委員長は、必要に応じて取締役会に内容を報告することとする。
- ② リスク管理体制を確保するため「危機管理規程」を制定し、経営危機に対し迅速な対応を行うとともに、

損害の拡大防止に努める。

4. 当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則 第100条 第1項3号、同項5号ハ)

(1) 取締役会・役員会

定例取締役会を年4回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、原則週1回役員会を開催し、取締役及び執行役員の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

(2) 職務権限・分掌の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各職位の責任と権限を明確に定める。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則 第100条 第1項5号)

(1) 親会社との連携

当社は、親会社内部監査部門等の監査を必要に応じて受入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス管理部署、グループ会社管理部署と情報交換を行い企業集団における業務の適正を確保する。

(2) 子会社との連携

原則として、各子会社には取締役及び監査役を派遣し、経営管理・業務の適正を図る。

6. 当社の子会社の取締役及び執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
(会社法施行規則 第100条 第1項5号イ)

① 当社は、各子会社に対して「伊藤忠製糖グループ関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項等の報告及び関係書類の提出を義務付ける。

② 当社は、定期又は臨時に開催する各子会社の取締役及び執行役員との会議において、経営内容、職務執行等について報告を受ける。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則 第100条 第3項1号~3号)

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その場合、当該スタッフに対する指揮命令権限は監査役に帰属するものとし、取締役及び執行役員の指揮命令を受けない。

8. 当社の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則 第100条 第3項4号、同項5号)

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

① 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要な会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、次に掲げる事項をその都度、遅滞なく報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
- ・著しい損失等経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき
- ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

② 執行役員及び使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

(2) 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人は、法令等の違反行為など、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行う。
- ③ 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に報告する必要があると判断した事項について、当社の監査役に直接又は間接的に報告できる。

(3) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社の子会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知し徹底する。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則 第100条 第3項6号)

当社は、監査役からその職務の執行に係る費用について、前払等の請求があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 第100条 第3項7号)

- ① 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と適時、意見交換会を開催することができる。
- ② 監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

以上

#### 【附 則】

1. 2006年5月2日 制定
2. 2012年1月25日 改正
3. 2015年1月28日 改正
4. 2015年6月10日 改正
5. 2015年6月26日 改正

附属明細書(事業報告関係)

該当する事項はありません。

## 伊藤忠製糖株式会社

## 貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位:円)

| (資産の部)   |                | (負債の部)       |                 |
|----------|----------------|--------------|-----------------|
| 流動資産     | 9,348,283,074  | 流動負債         | 4,810,391,850   |
| 現金及び預金   | 1,485,210,163  | 買掛金          | 1,996,743,364   |
| 売掛金      | 1,382,597,542  | リース債務        | 5,089,028       |
| 商品及び製品   | 1,144,647,581  | 未払金          | 806,791,632     |
| 仕掛品      | 142,104,394    | 未払費用         | 44,572,335      |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,386,970,481  | 未払法人税等       | 459,809,594     |
| 前渡金      | 331,737,437    | 預り金          | 1,304,574,725   |
| 前払費用     | 80,726,585     | 賞与引当金        | 147,056,000     |
| 預け金      | 301,631,968    | 役員賞与引当金      | 5,699,000       |
| その他      | 92,656,923     | デリバティブ負債     | 40,056,172      |
| 固定資産     | 6,892,166,243  | 固定負債         | 2,901,972,048   |
| 有形固定資産   | 3,350,047,940  | リース債務        | 1,608,750       |
| 建物       | 505,891,790    | 繰延税金負債       | 2,900,363,298   |
| 構築物      | 86,500,418     |              |                 |
| 機械及び装置   | 1,251,122,088  |              |                 |
| 車両運搬具    | 245,013        |              |                 |
| 工具器具備品   | 83,801,783     |              |                 |
| 土地       | 1,296,016,142  |              |                 |
| リース資産    | 63,320,006     |              |                 |
| 建設仮勘定    | 63,150,700     |              |                 |
| 無形固定資産   | 10,426,117     |              |                 |
| 借地権      | 1,970,946      |              |                 |
| ソフトウェア   | 6,916,912      |              |                 |
| 電話加入権    | 1,538,259      |              |                 |
| 投資その他の資産 | 3,531,692,186  |              |                 |
| 投資有価証券   | 2,465,350,492  |              |                 |
| 関係会社株式   | 638,287,152    |              |                 |
| 出資金      | 51,725,000     |              |                 |
| 長期前払費用   | 150,928,470    |              |                 |
| 前払年金費用   | 212,683,493    |              |                 |
| その他      | 30,892,579     |              |                 |
| 貸倒引当金    | △ 18,175,000   |              |                 |
| 資産合計     | 16,240,449,317 | 負債合計         | 7,712,363,898   |
|          |                | (純資産の部)      |                 |
|          |                | 株主資本         | 7,345,118,782   |
|          |                | 資本金          | 2,000,000,000   |
|          |                | 利益剰余金        | 5,345,118,782   |
|          |                | 利益準備金        | 500,000,000     |
|          |                | その他利益剰余金     | 4,845,118,782   |
|          |                | 設備改善準備金      | 2,500,000,000   |
|          |                | 別途積立金        | 4,500,000,000   |
|          |                | 繰越利益剰余金      | △ 2,154,881,218 |
|          |                | 評価・換算差額等     | 1,182,966,637   |
|          |                | その他有価証券評価差額金 | 1,182,395,770   |
|          |                | 繰延ヘッジ損益      | 570,867         |
|          |                | 純資産合計        | 8,528,085,419   |
|          |                | 負債・純資産合計     | 16,240,449,317  |

## 伊藤忠製糖株式会社

## 損益計算書

〔 令和 3年 4月 1日から  
令和 4年 3月31日まで 〕

(単位:円)

|              |             |                |
|--------------|-------------|----------------|
| 売上高          |             | 23,810,284,145 |
| 売上原価         |             | 19,900,861,006 |
| 売上総利益        |             | 3,909,423,139  |
| 販売費及び一般管理費   |             | 2,409,829,465  |
| 営業利益         |             | 1,499,593,674  |
| 営業外収益        |             |                |
| 受取利息及び配当金    | 92,677,205  |                |
| その他          | 74,195,821  | 166,873,026    |
| 営業外費用        |             |                |
| 支払利息         | 1,211,125   |                |
| その他          | 24,088,783  | 25,299,908     |
| 経常利益         |             | 1,641,166,792  |
| 特別利益         |             |                |
| 固定資産売却益      | 233,816,044 | 233,816,044    |
| 税引前当期純利益     |             | 1,874,982,836  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 522,365,713 |                |
| 法人税等調整額      | 20,120,613  | 542,486,326    |
| 当期純利益        |             | 1,332,496,510  |



伊藤忠製糖株式会社  
株主資本等変動計算書  
(自 令和 3年 4月1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位:円)

|                       | 株主資本          |             |               |               |                 |                 |                 | 株主資本合計 |
|-----------------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
|                       | 資本金           | 利益剰余金       |               |               |                 |                 | 利益剰余金合計         |        |
|                       |               | 利益準備金       | その他利益剰余金      |               |                 |                 |                 |        |
|                       |               |             | 設備改善準備金       | 別途積立金         | 繰越利益剰余金         |                 |                 |        |
| 当期首残高                 | 2,000,000,000 | 500,000,000 | 2,500,000,000 | 4,500,000,000 | △ 1,726,377,728 | 5,773,622,272   | 7,773,622,272   |        |
| 当期変動額                 |               |             |               |               |                 |                 |                 |        |
| 剰余金の配当                |               |             |               |               | △ 1,761,000,000 | △ 1,761,000,000 | △ 1,761,000,000 |        |
| 当期純利益                 |               |             |               |               | 1,332,496,510   | 1,332,496,510   | 1,332,496,510   |        |
| 株主資本以外の<br>項目の変動額(純額) |               |             |               |               |                 |                 |                 |        |
| 当期変動額合計               | 0             | 0           | 0             | 0             | △ 428,503,490   | △ 428,503,490   | △ 428,503,490   |        |
| 当期末残高                 | 2,000,000,000 | 500,000,000 | 2,500,000,000 | 4,500,000,000 | △ 2,154,881,218 | 5,345,118,782   | 7,345,118,782   |        |

(単位:円)

|                       | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計           |
|-----------------------|------------------|--------------|----------------|-----------------|
|                       | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益      | 評価・換算差額等<br>合計 |                 |
| 当期首残高                 | 1,956,793,574    | △ 96,792,345 | 1,860,001,229  | 9,633,623,501   |
| 当期変動額                 |                  |              |                |                 |
| 剰余金の配当                |                  |              |                | △ 1,761,000,000 |
| 当期純利益                 |                  |              |                | 1,332,496,510   |
| 株主資本以外の<br>項目の変動額(純額) | △ 774,397,804    | 97,363,212   | △ 677,034,592  | △ 677,034,592   |
| 当期変動額合計               | △ 774,397,804    | 97,363,212   | △ 677,034,592  | △ 1,105,538,082 |
| 当期末残高                 | 1,182,395,770    | 570,867      | 1,182,966,637  | 8,528,085,419   |

(重要な会計方針)

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ア. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- イ. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- 2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- 3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 4) 固定資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法  
主な耐用年数 建物 3年～47年 機械及び装置 10年～13年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 5) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるため、事業年度内の支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当期末における年金資産が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
- 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(20年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- ア. 採用している退職給付制度の概要
- 確定給付企業年金制度
- イ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1)退職給付債務             | △1,109,012,000 円 |
| (2)年金資産               | 1,243,776,135 円  |
| (3)未積立退職給付債務 (1)+(2)  | 134,764,135 円    |
| (4)未認識数理計算上の差異        | 77,919,358 円     |
| (5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4) | 212,683,493 円    |
| (6)前払年金費用             | 212,683,493 円    |
- ウ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 退職給付費用            | △5,462,018 円  |
| (1)勤務費用           | 52,605,000 円  |
| (2)利息費用           | 6,130,775 円   |
| (3)期待運用収益(減算)     | △75,282,375 円 |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額 | 11,084,582 円  |
- 6) 収益及び費用の計上基準
- 当社は、精製糖の製造販売を主たる事業としており、これらの製品の販売については、製品を需要家に納入することを履行義務として識別しております。原則として顧客に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。
- なお、収益は顧客との契約で約束された対価から、特約店への手数料を控除した金額で測定しております。
- 7) ヘッジ会計の処理方法
- 相場変動が著しい粗糖の仕入等に関し、商品先物取引をヘッジ手段とする繰延ヘッジ処理方法を採用しております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ア. ヘッジ方針

「デリバティブ取引管理規程」に基づき、海外租糖相場、および外国為替の変動リスクに対してヘッジ取引を行っております。

イ. ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較する方法によっております。

8) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

9) 連結納税制度

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社が、平成14年度から連結納税制度を採用したことに伴い、同社の100%子会社である当社も同時に連結納税制度に加入しております。

(会計方針の変更)

1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を、当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益は顧客との契約で約束された対価から、特約店への手数料を控除した金額で測定する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高及び販売費及び一般管理費がそれぞれ406,451,614円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を、当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 21,802,626,425円

2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 144,326,416円

短期金銭債務 3,470,715,731円

3) 取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 1,568円

短期金銭債務 50,708円

(損益計算書に関する注記)

1) 関係会社との取引高

売上高 1,267,953,734円

仕入高 16,313,847,914円

営業取引以外の取引高 446,932,030円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1) 発行済株式総数(普通株式) 4,000,000株

2) 配当に関する事項

① 配当支払額

令和3年6月9日の株主総会において、次のとおり決議しました。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 161,000,000円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 40円25銭       |
| 基準日      | 令和3年3月31日    |
| 効力発生日    | 令和3年6月10日    |

令和4年3月30日の取締役会において、次のとおり決議しました。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 配当金の総額   | 1,600,000,000 円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金           |
| 1株当たり配当額 | 400 円 00 銭      |
| 基準日      | 令和3年12月31日      |
| 効力発生日    | 令和4年3月31日       |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和4年6月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項の提案は予定しておりません。

(金融商品に関する注記)

1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関や兄弟会社からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブは、棚卸資産の価格変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。なお、売掛金の回収期日は1年以内です。

預け金は、兄弟会社である伊藤忠トレジャリー株式会社のグループファイナンスシステムへの預け金であり、信用リスクはないものとみなしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常営業上発生する債務であり、1年以内の支払期日です。

当期の税負担額のうち、翌事業年度に支払が行われる額である未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日です。

預り金は、子会社からの剰余金の受入れ、親会社である伊藤忠商事株式会社への配当金に関する源泉所得税の預り分等であり、1年以内の支払期日です。

リース債務は、オリゴ糖包装設備、乗用車に関する債務であり、リース期間は1年から3年です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰りの計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、重要な会計方針をご参照ください。

2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注3参照)。(単位:円)

|                      | 貸借対照表計上額      | 時価            | 差額     |
|----------------------|---------------|---------------|--------|
| (1)デリバティブ取引          | (40,056,172)  | (40,056,172)  | 0      |
| (2)投資有価証券            |               |               |        |
| 其他有価証券               | 2,459,841,552 | 2,459,841,552 | 0      |
| (3)リース債務(1年内返済予定を含む) | (6,697,778)   | (6,666,265)   | 31,513 |

負債に計上しているものは、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)デリバティブ取引

商品先物取引及び外国為替予約取引については、それぞれの取引によって生じた正味の債権債務を純額で表示しており、その取引価格は当該先物相場終値に基づき算定しております。

(2)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3)リース債務

リース債務の時価については、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額5,508,940円)、関係会社株式(貸借対照表計上額638,287,152円)及び出資金(貸借対照表計上額51,725,000円)は、市場価格のない株式等のため、投資有価証券のうち、非上場株式については

「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めず、関係会社株式及び出資金については記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県碧南市の本社工場の一部土地を近隣企業に、本社工場内の事務所の一部を子会社に貸しております。

2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項 (単位:円)

| 貸借対照表計上額    | 時価          |
|-------------|-------------|
| 564,122,287 | 840,855,923 |

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2) 当期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて、自社で算定した金額であります。

(税効果会計に関する注記)

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

繰延税金資産

|        |               |
|--------|---------------|
| 関係会社株式 | 293,917,411 円 |
| 減価償却費  | 230,789,353 円 |
| 賞与引当金  | 44,219,739 円  |
| ゴルフ会員権 | 19,341,780 円  |
| 絵画彫刻   | 11,559,209 円  |
| その他    | 25,498,942 円  |
| 小計     | 625,326,434 円 |

将来減算一時差異等の合計に係る

評価性引当額  $\Delta$ 326,556,876 円

計 298,769,558 円

繰延税金負債

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 連結法人間取引損益繰延  | 2,626,574,844 円 |
| その他有価証券評価差額金 | 508,358,612 円   |
| 前払年金費用       | 63,953,926 円    |
| 繰延ヘッジ損益      | 245,474 円       |
| 計            | 3,199,132,856 円 |

繰延税金負債の純額 2,900,363,298 円

2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計算しております。

(収益認識に関する注記)

1) 収益の分解

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 精製糖の販売       | 21,667,823,285 円 |
| 原料糖の販売及び受託加工 | 1,804,066,484 円  |
| その他          | 338,394,376 円    |

2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の主たる事業である精製糖事業については、製品を需要家に納入することを履行義務として識別しておりますが、総販売特約店契約書に基づき、原則として代理人である伊藤忠食糧販売株式会社を総販売特約店とし、同社を経由して需要家である各特約店に販売を行っております。また、原料糖の販売及び受託加工については、委託加工契約書に基づき、これらの業務を行っております。

取引価額については、顧客との契約で約束された対価から、顧客に対する支払である特約店への手数料を控除した金額で測定しております。

原則として需要家に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断している

ことから、当該時点で収益を認識しております。また、原料糖の販売及び受託加工についても、原料糖を加工し受託加工を行った後に製造された製品を需要家に引き渡した時点で収益を認識しております。

顧客への納品後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:円)

| 種類  | 会社名       | 議決権等所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係 | 取引内容         | 取引金額           | 勘定科目   | 期末残高          |
|-----|-----------|-------------------|---------------|--------------|----------------|--------|---------------|
| 親会社 | 伊藤忠商事株式会社 | 100%              | 原材料の仕入        | 原料糖の購入*1     | 14,146,460,729 | 買掛金    | 1,907,876,186 |
|     |           |                   |               | 早出料収益*2      | 7,979,678      | —      | —             |
|     |           |                   |               | 滞船料の支払*2     | 2,114,715      | —      | —             |
|     |           |                   |               | 連結法人税個別帰属額*3 | 410,525,709    | 未払法人税等 | 413,820,194   |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 輸入原料糖購入価格は、ニューヨーク粗糖先物市場にて購入した粗糖先物価格に基づき決定しております。国産原料糖購入価格は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。ビート原料糖購入価格は、入札により決定しております。

\*2 早出料収益額および滞船料の支払額は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

\*3 親会社連結法人税額のうち、当社負担額を計上しております。

2) 子会社等

(単位:円)

| 種類   | 会社名                | 議決権等所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係        | 取引内容        | 取引金額          | 勘定科目 | 期末残高        |
|------|--------------------|-------------------|----------------------|-------------|---------------|------|-------------|
| 子会社  | 第一糖業株式会社           | 99.02%            | 役員の兼任<br>製品の受託<br>加工 | 資金の受託*1     | 31,051,409    | 預り金  | 822,871,161 |
|      |                    |                   |                      | 利息の支払*1     | 1,070,243     | 未払金  | 85,825      |
| 子会社  | シー・アント・エス・サービス株式会社 | 100%              | 業務委託<br>役員の兼任        | 資金の受託*1     | △9,814,726    | 預り金  | 145,130,310 |
|      |                    |                   |                      | 利息の支払*1     | 140,882       | 未払金  | 12,051      |
| 関連会社 | 衣浦ユーティリティ株式会社      | 27.95%            | 蒸気・電力等の購入<br>役員の兼任   | 蒸気・電力等の購入*2 | 1,280,733,765 | 未払金  | 95,250,242  |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 決済用資金の受入に係るものであり、「取引金額」は年間取引の純増減額であります。なお、預り利率は、市場金利を勘案して決定しております。

\*2 蒸気・電力等の購入価格は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

## 3) 兄弟会社等

(単位:円)

| 種類          | 会社名               | 議決権等所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係 | 取引内容                   | 取引金額                            | 勘定科目           | 期末残高                       |
|-------------|-------------------|-------------------|---------------|------------------------|---------------------------------|----------------|----------------------------|
| 親会社の<br>子会社 | 伊藤忠食糧株<br>式会社     | なし                | 製品等の販<br>売    | 製品等の販売<br>*1           | 22,331,765,079                  | 売掛金            | 1,178,408,824              |
| 親会社の<br>子会社 | 伊藤忠トレジャ<br>リー株式会社 | なし                | 資金の預入         | 資金の預入*2<br><br>利息の受取*2 | △1,198,368,373<br><br>1,497,838 | 預け金<br><br>未収金 | 301,631,968<br><br>147,809 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 製品価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

\*2 伊藤忠グループ金融制度を利用した資金の預け入れであり、「取引金額」は年間取引の純増減額であります。なお、預け利率は、市場金利を勘案して決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |              |
|------------|--------------|
| 1株当たり純資産額  | 2,132 円 02 銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 333 円 12 銭   |

【計算書類の附属明細書】

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

| 資産の種類  |        | 期首帳簿価額        | 当期増加額       | 当期減少額       | 当期償却額       | 期末帳簿価額        | 減価償却累計額        | 期末取得原価         |
|--------|--------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|----------------|----------------|
| 有形固定資産 | 建物     | 557,292,557   | 16,435,000  | 154,888     | 67,680,879  | 505,891,790   | 5,293,873,100  | 5,799,764,890  |
|        | 構築物    | 94,933,062    | 0           | 0           | 8,432,644   | 86,500,418    | 1,019,930,297  | 1,106,430,715  |
|        | 機械及び装置 | 1,271,330,916 | 305,376,155 | 4,434,750   | 321,150,233 | 1,251,122,088 | 14,594,214,039 | 15,845,336,127 |
|        | 車両運搬具  | 611,399       | 980,000     | 59,001      | 1,287,385   | 245,013       | 145,836,987    | 146,082,000    |
|        | 工具器具備品 | 75,832,323    | 48,380,010  | 22          | 40,410,528  | 83,801,783    | 475,679,208    | 559,480,991    |
|        | 土地     | 1,374,581,098 | 0           | 78,564,956  | 0           | 1,296,016,142 | 0              | 1,296,016,142  |
|        | リース資産  | 99,758,966    | 0           | 0           | 36,438,960  | 63,320,006    | 273,092,794    | 336,412,800    |
|        | 建設仮勘定  | 17,097,170    | 415,318,695 | 369,265,165 | 0           | 63,150,700    | 0              | 63,150,700     |
|        | 計      | 3,491,437,491 | 786,489,860 | 452,478,782 | 475,400,629 | 3,350,047,940 | 21,802,626,425 | 25,152,674,365 |
| 無形固定資産 | 借地権    | 1,970,946     | 0           | 0           | 0           | 1,970,946     | 0              | 1,970,946      |
|        | ソフトウェア | 9,108,612     | 0           | 0           | 2,191,700   | 6,916,912     | 178,469,597    | 185,386,509    |
|        | 電話加入権  | 1,538,259     | 0           | 0           | 0           | 1,538,259     | 0              | 1,538,259      |
|        | 計      | 12,617,817    | 0           | 0           | 2,191,700   | 10,426,117    | 178,469,597    | 188,895,714    |

注) 1. 機械及び装置の主な増加は、精製糖製造設備の更新によるものです。

2. 建設仮勘定の主な増加は、精製糖製造設備の更新によるものです。

3. 建設仮勘定の主な減少は、勘定科目間の振替によるものです。

2. 引当金の明細

(単位:円)

| 科目      | 期首残高       | 当期増加額       | 当期減少額      | 期末残高        |
|---------|------------|-------------|------------|-------------|
| 貸倒引当金   | 18,175,000 | 0           | 0          | 18,175,000  |
| 賞与引当金   | 93,340,400 | 147,056,000 | 93,340,400 | 147,056,000 |
| 役員賞与引当金 | 12,833,000 | 5,699,000   | 12,833,000 | 5,699,000   |

注) 1. 退職給付引当金については、退職給付に関する注記を重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため、省略しております。



## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

| 科目         | 金額            | 摘要 |
|------------|---------------|----|
| 代理店手数料     | 328,513,341   |    |
| 運送費        | 889,845,134   |    |
| 保管料        | 5,256,439     |    |
| 保管荷役料      | 6,849,118     |    |
| 外注労務費      | 93,239,819    |    |
| 特約店会費      | 1,587,995     |    |
| 給料手当       | 359,915,504   |    |
| 賞与引当金繰入額   | 61,653,000    |    |
| 退職給付費用     | △ 4,632,018   |    |
| 役員賞与引当金繰入額 | 5,699,000     |    |
| 法定福利費      | 123,370,315   |    |
| 福利厚生費      | 47,491,430    |    |
| 委託管理費      | 81,217,214    |    |
| 賃借料        | 22,557,911    |    |
| 消耗品費       | 15,317,522    |    |
| 修繕費        | 61,697,650    |    |
| 減価償却費      | 31,183,455    |    |
| 保険料        | 10,958,482    |    |
| 租税公課       | 24,528,386    |    |
| 事業税        | 38,126,100    |    |
| 新聞図書費      | 2,066,556     |    |
| 教育訓練費      | 3,957,065     |    |
| 通信費        | 8,713,703     |    |
| 旅費交通費      | 35,708,291    |    |
| 交際費        | 10,246,156    |    |
| 会議費        | 1,566,277     |    |
| 広告宣伝費      | 35,975,960    |    |
| 諸会費        | 22,843,184    |    |
| 寄付金        | 1,610,000     |    |
| 研究開発費      | 9,152,886     |    |
| 雑費         | 73,613,590    |    |
| 計          | 2,409,829,465 |    |

# 独立監査人の監査報告書

令和4年5月26日

伊藤忠製糖株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

佐野 直

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠製糖株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

私たち監査役は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、取締役、執行役員、内部統制担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月31日

伊藤忠製糖株式会社

常勤監査役

監査役

監査役

今井秀明  
渡部格  
魚住峰司